

西宮市では、介護保険制度のもと、要支援1・2の認定を受けている人を対象として、掃除・洗濯・買い物・調理などを行う「家事援助限定型訪問サービス」を実施しています。この家事援助限定型訪問サービスの担い手となる「介護予防・生活支援員」を養成する研修を開始します。3日間の研修修了後、家事援助限定型訪問サービスを行う民間の介護事業所に、登録・採用されると「介護予防・生活支援員」として働くことができます。ぜひ、お申し込みください。



【講座内容】

- 1日目 仕事内容/制度/尊厳の保持
 - 2日目 コミュニケーション/自立支援
 - 3日目 老化や疾病/介護予防/チームケア
- ☆ おしごと相談会実施 ☆



【参加者の声】

- ・スキマ時間に働くことができるかも、と参加しました大変勉強になりました。
- ・現在、訪問介護事業所で働いています。研修を受けて良かったです。

申込からお仕事開始までの流れ



申込方法・問合せ先

本事業は西宮市の委託を受けて
セントスタッフ株式会社が運営しています。

セントスタッフ株式会社 教育研修事業課

電話：03-6803-5624 (受付 平日10時~18時)

FAX：03-6803-5838

メール：st_kenshu@home.misawa.co.jp

WEB：右記二次元コードを読み取り申込みください

申込用WEBフォーム
はこちらから



介護予防・生活支援員養成研修

【申込書】

日程	第35期 (12月2日(月)・12月4日(水)・12月9日(月))
(フリガナ) 氏名	
生年月日	年 月 日 (歳)
住所	〒 -
連絡先	電話番号 (- -) 携帯電話番号 (- -) メール (@)
ヘルパーの資格や他市で開催されている同様の研修を修了している場合、本研修を受講・修了せずとも介護予防・生活支援員として働くことができます。 (本研修の受講は可能) 申込にあたり本研修の受講が必要かどうか確認を希望される方は、下記に所持資格または修了済研修を記載してください。	
【所持資格】	
【修了済研修】 開催市： 研修名：	